

石川県インテリアコーディネーター協会会則

最終改定日 2009年4月20日

(名称)

本会は名称を石川県インテリアコーディネーター協会とする。なお、略称を「IICA」と定める。

(理念)

本会は、快適で豊かな暮らしを追求し、それを提案する事により、社会貢献していく組織体である。

(目的)

1. 会員相互の知識・技能の研鑽と、情報交換・親睦をはかる。
2. 地域及び住文化への啓蒙活動、並びに貢献に努める。
3. 企画、運営は会員自身とする。

(会員)

本会の会員は、(a) 社団法人インテリア産業協会に登録されたインテリアコーディネーター(以下 I.Cと略す)、並びに(b) 実際にI.C関連の業務に携わる方、もしくは(c) 本会の目的を理解される方とし、(b)、(c)の方の入会には会員1名の推薦を必要とする。

(役員)

本会は目的を達成するために役員を設ける。

会長1名、副会長複数名、理事複数名、事務局長1名、会計複数名、書記複数名を総会により選出し、これを役員とする。なお、任期は2年とする。

(会議)

会議は年1回の総会、及び役員会、並びに必要な場合とする。総会は会員の3分の2以上の出席者により、その出席者の3分の2以上の賛成をもって決議とする。

(決議)

本会の決定事項のうち、会則の改定、予算案、年度計画案、決算の承認、役員の変更については決議を必要とする。

(会計・会計監査役)

会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

会計監査役は1名とし、会員より選出され、その任期を2年とし、年度末の監査を行う。

(事務局)

本会は活動の円滑な運営のために事務局を設ける。事務局長1名、事務局員複数名とする。事務局組織の構成、運営に関する必要事項は、役員会の議を経て定める。

(部会)

本会は部会を設ける。部会は本会の目的を達成するために、会員自身が企画、運営するものとする。なお、部会組織の構成、運営に関する必要事項は、役員会の議を経て定める。

(賛助会員)

賛助会員は、本会の目的を理解される法人、企業・団体を対象とする。

(会費)

会員、賛助会員は、各々の会費を納めることとする。

(休会制度)

現時点で実質的な協会活動に参加できないが、会員として登録を望む場合、休会の扱いを受けることができる。その場合、年会費は必要とする。

(顧問)

当協会は役員会の推薦をもって顧問を置くことができる。顧問は当協会運営に対して、客観的な立場からアドバイスを行う。

成 立:平成元年5月28日	第5回改定:平成 6年4月26日	第10回改定:平成17年5月25日
第1回改定:平成2年4月24日	第6回改定:平成 7年4月12日	第11回改定:平成19年4月25日
第2回改定:平成3年5月10日	第7回改定:平成 11年4月21日	第12回改定:平成21年4月20日
第3回改定:平成4年4月22日	第8回改定:平成 12年4月26日	
第4回改定:平成5年4月27日	第9回改定:平成 13年4月23日	